

3 源泉所得税

(3) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	※ 2,410,745	195,797,508	28,769,582	10,810	11,872,813
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	—	15	2	—	361
計	—	※ 195,797,523	28,769,584	—	※ 11,873,174

調査対象等：配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（支払調書）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(4) 株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等	75,046,308	5,325,180

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	15 年 / 14 年	
				%	
	人	千円	千円	%	
法第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料金	243,410	21,828,777	2,802,236	116.0
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	411,170	218,749,334	22,548,205	96.3
	診 療 報 酬	14,468	249,569,866	21,884,394	90.8
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	76,823	138,520,800	8,753,759	102.1
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料金	12,389	6,038,581	606,380	80.5
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	13,269	25,165,917	1,529,228	111.9
	契 約 金 ・ 賞 金	1,420	4,098,814	241,149	98.7
	小 計	772,949	663,972,089	58,365,351	95.9
法第 203条の2該当（公的年金等）	157,464	174,072,627	1,665,264	150.6	
法第 207条該当（生命保険契約等に基づく年金）	202,441	70,368,058	369,436	48.7	
法第 174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）	1,004	6,785,035	614,336	49.6	
計	※ 1,133,858	※ 915,197,809	※ 61,014,387	95.4	
災害減免法により徴収猶予したもの	25	—	—	—	

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成16年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（報酬・料金等の支払調書）」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	15 年 / 14 年
人	千円	千円	千円	千円	%
3,242	3,597,400	1,259,090	211,267,721	30,028,672	96.4
-	75,402	11,333	75,778	11,335	30.2
一 ※	3,672,802	1,270,423	※ 211,343,499	※ 30,040,007	96.3

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額	左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の 軽減を受けたもの			
		課税分	非課税又は 免税分	総 額		適用の内容	人員	支払金額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	千円	千円		人	千円	千円
公社債・預貯金の利子等	-	82,733	-	82,733	7,834	租税特別措置法 又は租税条約の 適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分 配、特定証券 投資法人の投 資口の配当 等、公募・私 募証券投資信 託の収益の分 配及び特定株 式投資信託の 収益の分配	一 般 分 30,130	25,492,023	-	-	2,246,165				
源泉分離選択 課税適用分	-	-	-	-	-				
小 計	30,130	25,492,023	143,352	25,635,375	2,246,165	租税条約の適用 を受けたもの	1,087	9,665,873	612,292
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	12,145	-	12,145	1,235				
給 与 ・ 賞 与 等	7,426	6,941,701	4,174,809	11,116,510	1,055,960	租税条約の適用 を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	18	125,683	-	125,683	19,972	租税条約の適用 を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	1,774	4,623,284	156,496	4,779,780	681,262	租税条約の適用 を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価	437	36,875,520	102,120	36,977,640	3,817,018	租税条約の適用 を受けたもの	261	25,803,090	2,595,705
著作権の使用料又は その譲渡による対価	25	686,159	3,508	689,667	62,794	租税条約の適用 を受けたもの	23	664,327	58,461
貸 付 金 の 利 子	151	408,167	-	408,167	40,979	租税特別措置法又 は租税条約の適用 を受けたもの	84	1,723	167
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定 又は航空機、船舶の貸付による所得	239	462,861	5,820	468,681	75,103	租税条約の適用 を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	6	1,155,583	-	1,155,583	111,195	租税条約の適用 を受けたもの	-	-	-
土地等の譲渡による対価	31	3,542,227	-	3,542,227	120,339				
人的役務提供事業の対価	199	678,125	205,383	883,508	108,679	租税条約の適用 を受けたもの	1	93,262	9,326
生命保険契約等に基づく年金	-	-	-	-	-				
賞 金	22	16,634	-	16,634	1,318	租税条約の適用 を受けたもの	-	-	-
合 計	-	81,102,845	※ 4,791,488	※ 85,894,333	※ 8,349,853	計	1,456	36,228,275	3,275,951

調査対象等：平成16年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」等に基づいて作成した。

（注）この表の「公社債、預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。